

Q

《財産管理について代理権を付与されている場合》

9

被保佐人の預貯金の管理の仕方

- 1 最近は金利が低いので、元本割れの危険はあるものの、利回りがよい方法で運用してもよいでしょうか。
- 2 被保佐人名義の預金がありますが、保佐が開始された後、口座の名義変更等、何かをする必要はありますか。



A

- 1 投機的な運用は、原則として認められていません。低金利でも、元本が保証される安全確実な方法で管理してください。
- 2 被保佐人名義の口座がある金融機関に対し、保佐人が選任された旨を届け出てください。口座名義は、被保佐人名義又は「甲 山 花 子 保佐人 乙 川 太 郎」
(被保佐人名) (保佐人名)
という名義にしてください（ただし、金融機関によって取扱いが異なる場合があります）。

【被保佐人の預貯金の管理】

保佐人は、現在の被保佐人の心身の状態や生活状況に配慮するだけでなく、将来的な被保佐人の介護等を踏まえて、被保佐人の財産を管理しなければなりません。したがって、危険を冒し投資して収益を図るよりも、安全確実な方法が求められます。

万一、損害が発生した場合は、保佐人を解任される可能性があるばかりでなく、新しい保佐人から損害賠償を請求される可能性もあります。

【口座の名義】

保佐人に選ばれたら、その後の安全・円滑な取引のために、その旨を金融機関に届けるのが望ましいでしょう。併せて、口座名義を上記A2のようにしてください。これは、保佐人の財産と被保佐人の財産を明確に区別するためです。詳しくは各金融機関にご相談ください。

【管理の仕方】

管理にあたっては、自動引き落としや口座振替を利用し、通帳の取引履歴の余白に使い途をメモ書きしてください。通帳自体が出納帳の代わりとなります。また、口座が多数あると管理が大変です。特に必要がない限り口座を分散させず、預金保険制度（いわゆるペイオフ）の保護範囲を考慮しつつ、口座をまとめて管理するようにしてください。